

剰余金処分

(単位：円)

科 目	金 額
I. 当期未処分剰余金	4,937,471
II. 次期繰越剰余金	4,937,471

(補足説明)

1. 当期未処分剰余金全額を次期に繰り越します。
2. 生協法第51条の4で定めている教育事業繰越金は、当期剰余金の5%以上を次期繰越剰余金に含めて繰り越します。今期の教育事業繰越金を30万円とし、次期繰越剰余金は493万7,471円とします。

(参考) 準備金および積立金の状況

法定準備金は496万円と、会員出資金総額987万円の2分の1を超えています。

経営安定化積立金は、会員生協のやむを得ない事情により、会費減額や会費を納めることができない場合における県連業務の継続を目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額2,000万円のところ1,600万円となっています。

災害等リスク対応積立金は、首都直下型の大規模地震や風水害による災害、災害以外のリスクへの対応を目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額800万円のところ、上限の800万円となっています。

周年事業積立金は創立60周年の記念事業費を執行することを目的に積み立てています。理事会で議決した上限金額400万円のところ、上限の400万円となっています。